

広島県告示第六百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

呉市阿賀町	町	上	
字ニッ懸	字	欄	
二五二八の五	地番		
呉市阿賀南七丁目	町	下	欄